

第 2 章

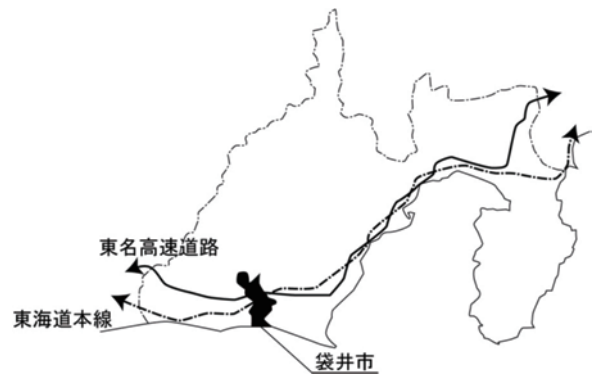
袋井市の現状

第1節 袋井市の概況

1-1 位置及び地勢

本市は、静岡県西部に位置し、東は掛川市、西は磐田市、北は森町に接し108.33 km²の面積を有しています。当地域は、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境に恵まれています。

また、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号の主要交通路が横断し、交通条件にも大変恵まれています。

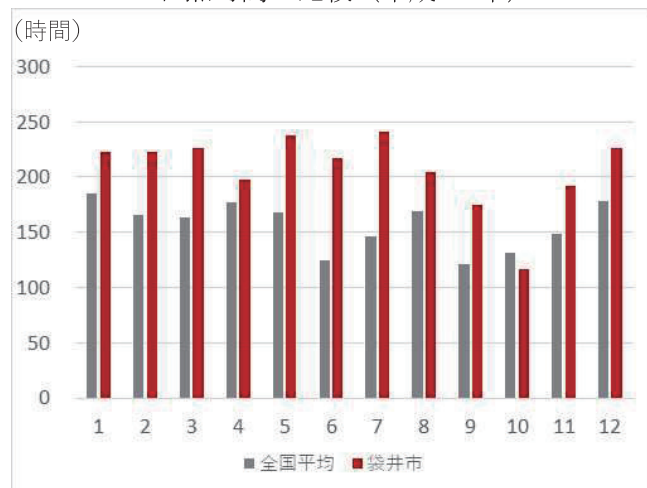


1-2 気候

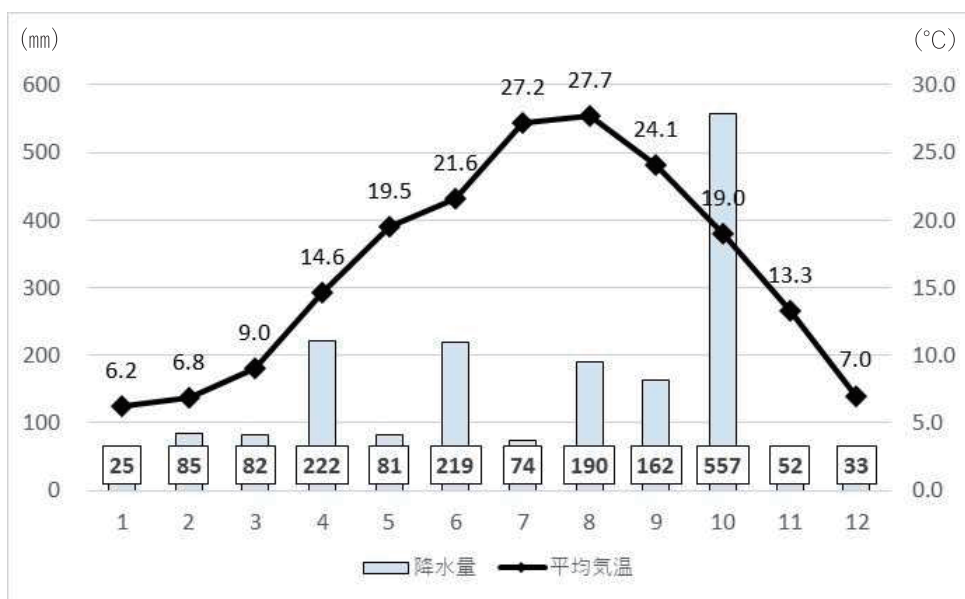
本市は、太平洋に面し、気候は温暖多雨の太平洋岸式気候です。夏は、南よりの風のため、高温多湿で雨の日が多いです。

冬は、西からの季節風のため、低温で乾燥した晴れの日が多く、この地域独特「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹き、実際の気温より寒く感じます。また、全国の中でも日照時間の長い地域であり、年平均気温も16度前後となっています。

日照時間の比較（平成29年）



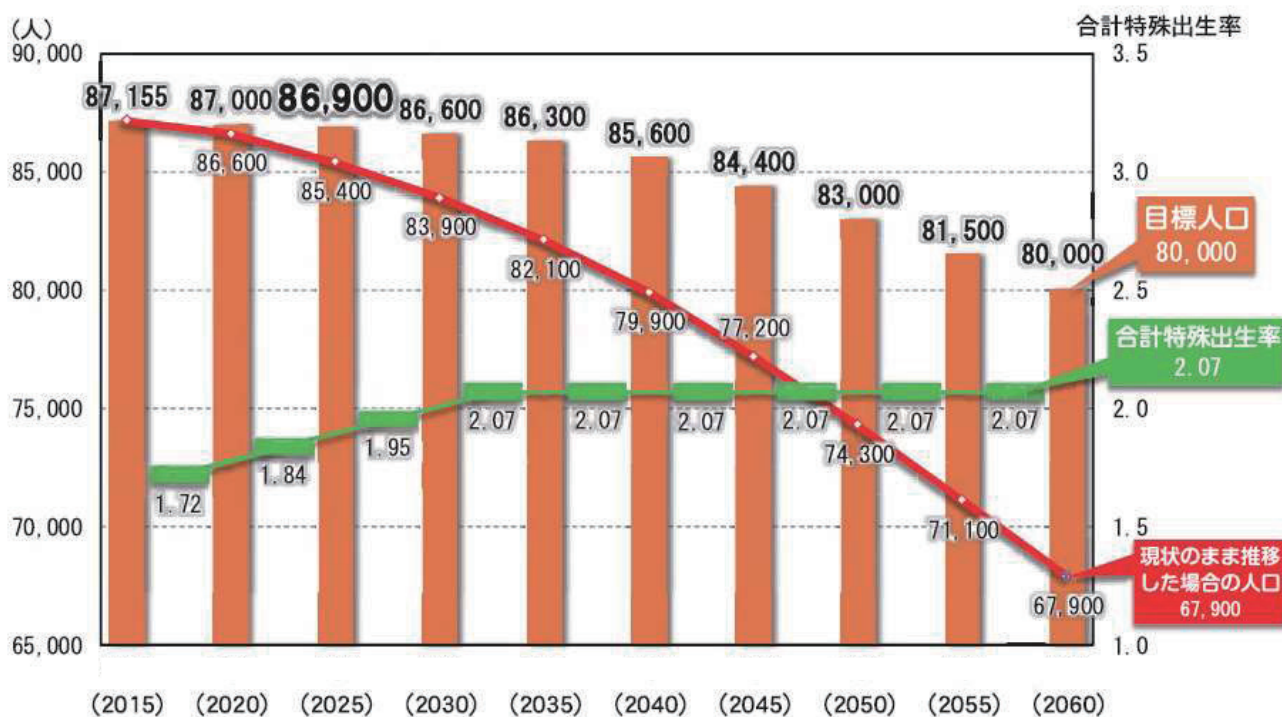
平均気温と降水量（平成29年）



1-3 人口

人口は、平成30年3月31日現在では87,938人（世帯数33,937）となっており、近年では、若干の増加傾向にあります。しかし、今後は子どもを出産する年代（20～40歳を中心とした年代）の減少等に伴う少子化や、団塊世代（昭和22～24年に生まれた人）の年齢上昇に伴う高齢化の進行等により、人口減少社会を迎えることとなり、第2次袋井市総合計画においては、2025年の目標人口を86,900人とし、2060年には、80,000人を維持することを目標としております。

年	H2	H12	H22	H27	H28	H29	H30
人口（人）	68,966	78,732	86,909	87,155	87,174	87,557	87,938
世帯数（世帯）	18,840	25,385	30,837	32,294	32,761	33,394	33,937



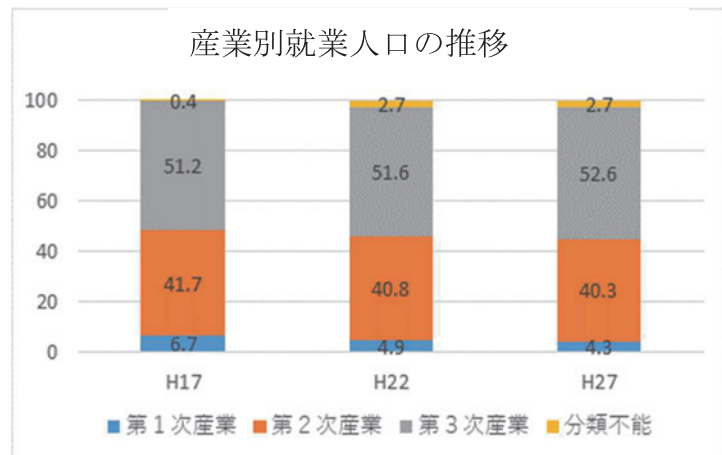
(第2次 袋井市総合計画参照)

1-4 産業

◆産業の種類

産業別就業人口を見ると、第3次産業が52.6%と最も多く、第2次産業は40.3%、第1次産業が4.3%となっています。

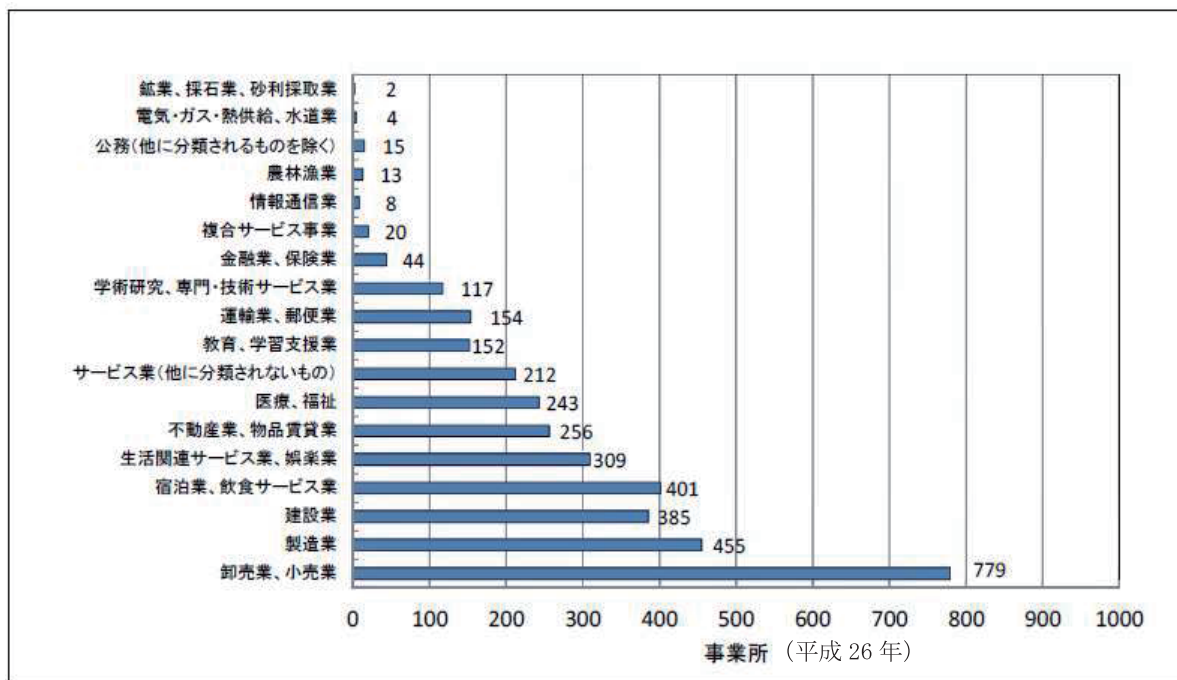
また平成17年度からの推移を比較すると、第3次産業が増加傾向にあり、第1次産業、第2次産業はともに減少に転じています。



(袋井市の統計 2017 参照)

◆事業所

事業所数は、平成16年に3,572事業所、平成26年に3,569事業所と若干減少しています。平成26年の内訳をみると、卸売・小売業が最も多く、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業、建設業となっています。



(袋井市の統計 2017 参照)

◆農業

温暖な気候に恵まれ、温室メロン、茶、米を中心に、県下有数の農業生産地域となっていますが、農業を巡る環境は大きく変化し、農業就業人口の減少や農業者の高齢化などによる労働力の低下は確実に進行しています。そのほかにも、食の安全・安心や環境問題への貢献など対応をもとめられる社会の要請も増えています。

◆工業

周辺地域と比較して輸送用機械器具など特定業種への依存度が低く、比較的バランスのとれた業種構造を形成しています。リーマン・ショック以降、製造品出荷額等は漸増傾向にありますが、生産年齢人口の減少や電気自動車等への移行など工業を取り巻く環境は今後、大きく変化していくことが見込まれています。魅力的な雇用の創出と地域経済に貢献する多様な企業の立地促進をはじめ、ICTの活用による生産性の向上や、新技術や新製品の開発など市内企業の新たな展開を支援しています。

◆商業

事業所数の減少や、近隣市への郊外型大型店の出店等による買物客が減少しているのが、現状です。魅力ある個店づくり、商店街のイベントや空店舗の活用、情報発信の強化等により、市内企業の商業の魅力を向上していくよう取り組んでいます。

◆観光

豊かな自然や歴史・文化など地域資源を活かした観光施設等に多くの観光者が訪れています。観光交流客数のうち、遠州三山、小笠山総合運動公園エコパ、ふくろい遠州の花火へ訪れる割合は8割以上を占め、非常に高い状況です。

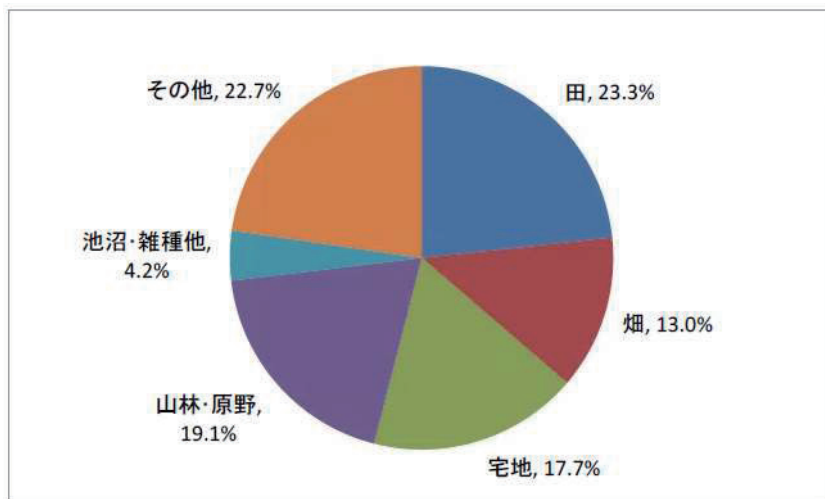
しかしながら、観光者の旅行消費額が少なく、近県・県内・近隣からの観光者が多く、形態が宿泊を伴わず、少人数で本市を訪れる、いわゆる「安・近・短・少」の観光地となっています。

1-5 土地利用

地目別面積比率は、平成28年1月1日現在、田23.3%、畑13.0%、宅地17.7%、山林・原野19.1%となっています。

また、市全域が都市計画区域に指定されており、そのうち用途地域の指定面積は15.06km²で、市域全域の13.9%となっています。

地目別面積の比率（H28.1.1現在）



第2節 環境の現状

2-1 自然共生社会

◆森林

国有林を中心とした小笠山丘陵地や、宇刈地区、三川地区など市域周辺部に丘陵地が広がるとともに、丘陵の外縁部は里山として市民に親しまれています。

また、県及び市の天然記念物に指定された樹木や、袋井市景観計画に基づき指定された景観重要樹木、袋井市文化協会によって選ばれた「袋井市の名木・古木」があり、これらの歴史的な森林を保全していますが、市街地整備や宅地開発等によって、森林は減少傾向にあります。



景観重要樹木「法多山の杉並木」

◆緑化

小笠山丘陵地をはじめ、広大な田園や美しい茶畑など、豊かな緑が多く残されています。都市化の進展に伴う緑の減少や、うるおいのある豊かな生活環境を望む市民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も大きくなっています。

このため、公共施設等の緑化を進めるとともに、緑化活動への市民参加の拡大を図るなど、緑化施策の推進に努めています。

現在では、都市公園として多くの公園・緑地が指定されており、計画的な公園・緑地の整備と適切な維持管理を推進するとともに、宅地内緑化を併せて推進しており、生垣を設置する家庭等への補助金の交付や地域の緑化推進団体への支援などを行っています。



豊沢の丘公園

◆海岸

遠州灘海岸の一部を構成する浅羽海岸は、長く続く砂浜とその背後のクロマツ林から構成されています。

なお、海岸線全域が御前崎遠州灘県立自然公園に指定されており、動植物等が保全されています。

また、市民、事業者、市の協働によるクロマツの植樹や草刈りなどの活動が行われています。



浅羽海岸

◆河川

二級河川である太田川、原野谷川、弁財天川、宇刈川、敷地川、逆川、前川などの河川が流れています。

特に原野谷川の河川敷には、河川公園などの都市緑地が整備され、多くの市民の憩いの場となっているほか、堤防上の道路には散策を楽しむ市民の姿が見られ、本市の良好な水辺の景観保全の意識を啓発しています。



原野谷川

◆農地

平野部に広がる水田と丘陵地の茶畑、海岸沿いの砂地地域の畑作地などにより形成され、本市における特徴的な農の風景を形成しています。

また、農業の振興と適正な農地の土地利用を図るため、農業振興地域が指定されています。



茶畑が広がる農の風景

◆生態系

近年では、外来生物による生態系の破壊が問題視されており、本市でも市内の外来生物の生態状況の把握を行うため、平成26年度から袋井市外来生物実態調査を実施しており、特定外来生物であるオオキンケイギクや侵略的外来生物であるミシシippアカミミガメやスクミリンゴガイ等の生息を確認しています。それ以外にも、アレチウリ、オオフサモ、ウシガエルといった外来種も確認しています。

外来生物実態調査結果 (H26)

分類	種名	確認個体数										
		太田川			原野谷川			弁財天川				
		河川		水田	河川		水田	河川		水田		
		①	②		①	②		①	②	①	②	
植物	オオキンケイギク	1040～	0	0	100～	1600～	0	0	0	0	0	0
	アレチウリ	65～	90～	0	2	60～	0	0	0	0	0	0
	オオフサモ	0	0	0	100～	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	ミシシippアカミミガメ	0	3	0	8	20	0	163	24	13	18	
両生類	ウシガエル	0	0	0	10～	0	1	0	0	0	0	
貝類	スクミリンゴガイ	生貝確認数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20～
		卵塊確認数	0	0	0	0	0	0	74	0	8	194

外来生物実態調査地点 (H26)



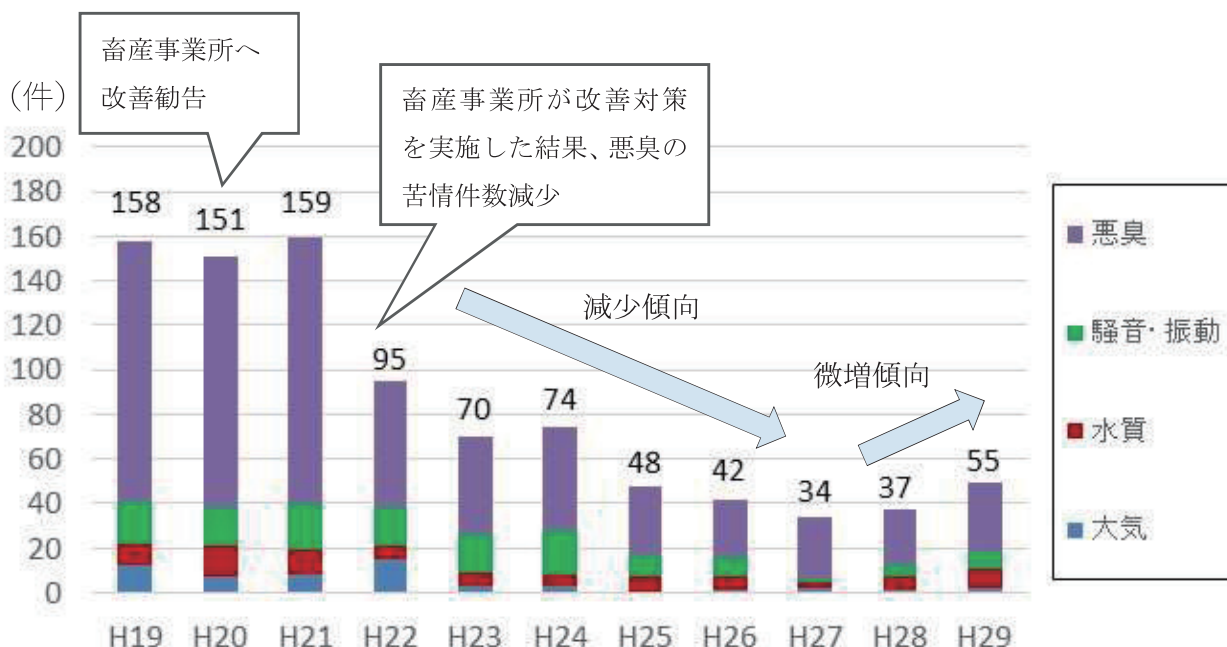
凡 例			
-----	—	○	○
: 行政区画界	: 対象河川	: 河川調査範囲	: 水田調査範囲

2-2 生活環境

◆公害苦情件数の推移

年間の苦情件数は、第1期環境基本計画策定時の平成19年度と比較すると、平成25年度において、100件以上減少しています。主な原因として、畜産に関する悪臭苦情が、全体の苦情件数の大部分を占めていましたが、平成20年度に、苦情が多かった畜産事業所へ改善勧告を行い、悪臭の改善対策が進んだことから、平成21年度から平成22年度にかけて大幅に苦情件数が減少しました。現在では、悪臭に係る苦情件数も30件前後を推移していますが、近年では、苦情が微増傾向にあります。

公害苦情件数の推移



公害苦情件数の内訳

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
悪臭	117	113	119	57	44	46	31	26	28	25	36
騒音・振動	19	17	21	17	17	20	10	9	1	5	8
大気	12	7	8	15	3	3	0	1	2	1	1
水質	10	14	11	6	6	5	7	6	3	6	10
合計	158	151	159	95	70	74	48	42	34	37	55

◆悪臭

市民からの苦情で最も多いのが悪臭に関する内容であり、その多くが、畜産事業所からの悪臭となっています。

市では、畜産環境の改善のため、平成20年3月に畜産環境対策協議会を立ち上げ、学識経験者を交え悪臭環境の対策検討や、抜き打ちによる臭気指数測定、立入調査等の指導を実施したところ、事業者での企業努力もあり、苦情件数及び臭気指数は、10年前と比較し改善傾向にあります。しかしながら、未だ、苦情が多数寄せられることから、今後も引き続き立入調査等の改善指導を実施していきます。

臭気指数規制とは

悪臭の排出を規制する手法の一つであり、さまざまな原因物質の混合した空気を採取し人間の嗅覚を用いて測定・評価します。人間の嗅覚を用いた値であるため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといった特徴があります。

規制基準値は、各市町で設定しており、本市では、平成19年に臭気指数規制を導入し、悪臭の排出抑制の徹底のため、他市より厳しい規制基準である「13」を基準値として定めて、指導を実施しております。

◆騒音・振動

◇騒音・振動の苦情の種類

騒音・振動に係る苦情は、工場からの作業音、カラオケ、近隣の生活騒音など、原因はさまざまです。騒音・振動は人の感覚による公害であるため、人によって感じ方が異なるのが特徴です。苦情の多くは、夏場に寄せられ、窓を開けたことにより、普段気にならなかった騒音に気づくケースが多くみられます。

◇市内の自動車騒音

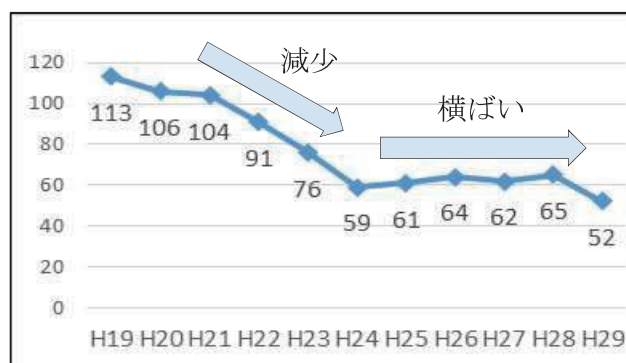
主要幹線道路を対象とし、平成24年度から平成28年度までの5年間で、自動車騒音に係る常時監視を実施した結果、騒音レベルについて、環境基準値を達成しているのは、高速自動車国道で100%一般国道で94.7%、県道で99.8%となっています。

また、調査道路に面する地域に立地している住居等(6,139戸)を対象に面的評価を行った結果、99.2%が環境基準値を達成する結果となっています。

◆大気

市役所本庁舎に設置された一般環境大気測定局では、光化学オキシダントについての測定を行っており、平成19年度から平成24年度にかけて基準値の超過回数は減少傾向にあるものの、平成29年現在で年間52日が基準値超過しているのが現状です。県や国全体でも達成率は非常に低く、全国的な問題になっています。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数



◆水質

◇河川の水質分析結果（右ページ参照）

市では24地点、県では1地点の水質分析を実施しており、計25地点の分析結果により水質状況を確認しています。

市内の中心部を流れる二級河川である原野谷川の上流部（広愛大橋）、中流部（諸井橋）下流部（二瀬橋）の水質分析結果(BODの推移)を見ると、20年前では、中流部の諸井橋や下流部の二瀬橋において、BODの基準値2.0mg/Lを超過しておりましたが、近年では、改善傾向にあり、平成15年以降はBODの基準値を達成し、数値も減少傾向にあります。

BOD (mg/L) の推移

地点名	H9～11	H12～14	H15～17	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29
広愛大橋	1.8	1.9	0.9	1.8	1.4	1.3	0.7
諸井橋	2.0	2.6	1.7	1.9	1.5	1.2	0.8
二瀬橋	2.8	2.2	1.3	1.5	1.3	1.7	1.2

BOD（生物化学的酸素要求量）とは

微生物によって、水中の有機物（汚濁物質）が分解される際に消費される酸素の量を表したものであり、水質の汚濁状況を表す一般的な指標として活用されている。

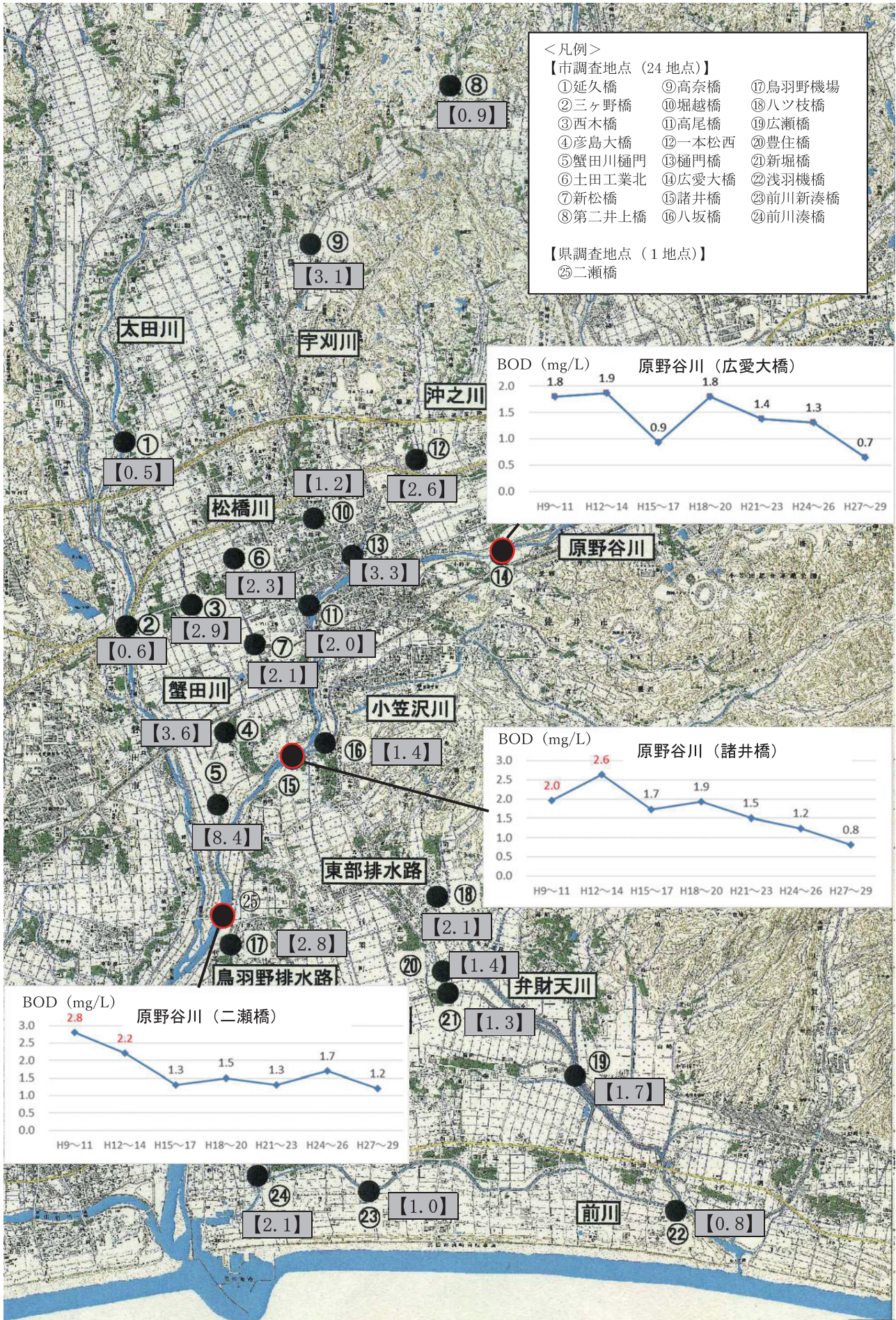
数値が高いほど、汚濁物質が多く、水質の汚濁が高く、河川の類型によって、基準値が定められている。

太田川、原野谷川はA類型であり、基準値は2.0mg/Lであります。

◇工場排水

環境保全協定を締結している事業所を主とし、市内の事業所において、水質分析を実施しています。基準値超過が見られた場合は、事業所に対し、対策指導を行い、指導後に提出された、水質の分析結果にて、改善（基準値遵守）を確認しています。

水質調査結果 (25 地点)



◇河川の生物調査による水質判定

毎年、原野谷川にて水生生物観察会を開催し、川の生き物を調べることで、川の汚染度の判定を行っております。

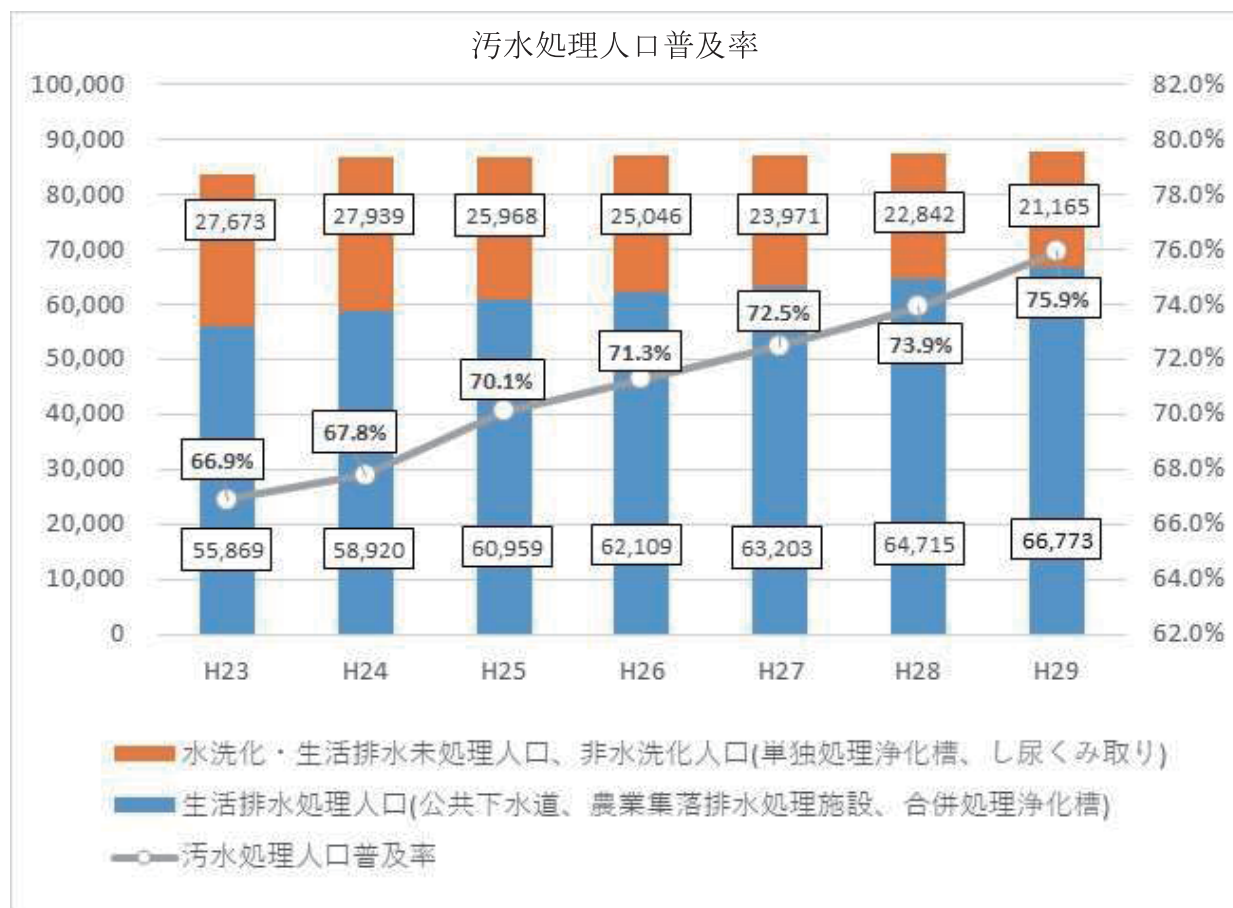
その結果、平成25年度以降は、最もきれいな水質の指標である生物（ヨコエビ類、ヒラタカゲロウ類）が多く生息していることが確認されており、とてもきれいな指標である水質階級Ⅰと判定されています。



水生生物観察会の様子

◇生活排水の処理状況

公共下水道の整備を行うとともに、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により、生活排水の処理を行っています。汚水処理人口普及率は年々、上昇傾向になっています。



◆土壌

土壌は、汚染されると有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があるため現在29項目の環境基準が設定されているほか、「土壌汚染対策法」による被害防止措置が定められています。

現在、市内には「土壌汚染対策法」における指定区域はありません。

◆地下水

袋井北コミュニティセンター、松袋井、浅羽東コミュニティセンターの3箇所地下水位の観測を実施しており、いずれの地点においても、多少の増減は見られますが、ほぼ横ばい傾向であります。年平均についても昨年、一昨年とほぼ横ばいであり、地下水が保全されていると判断できます。

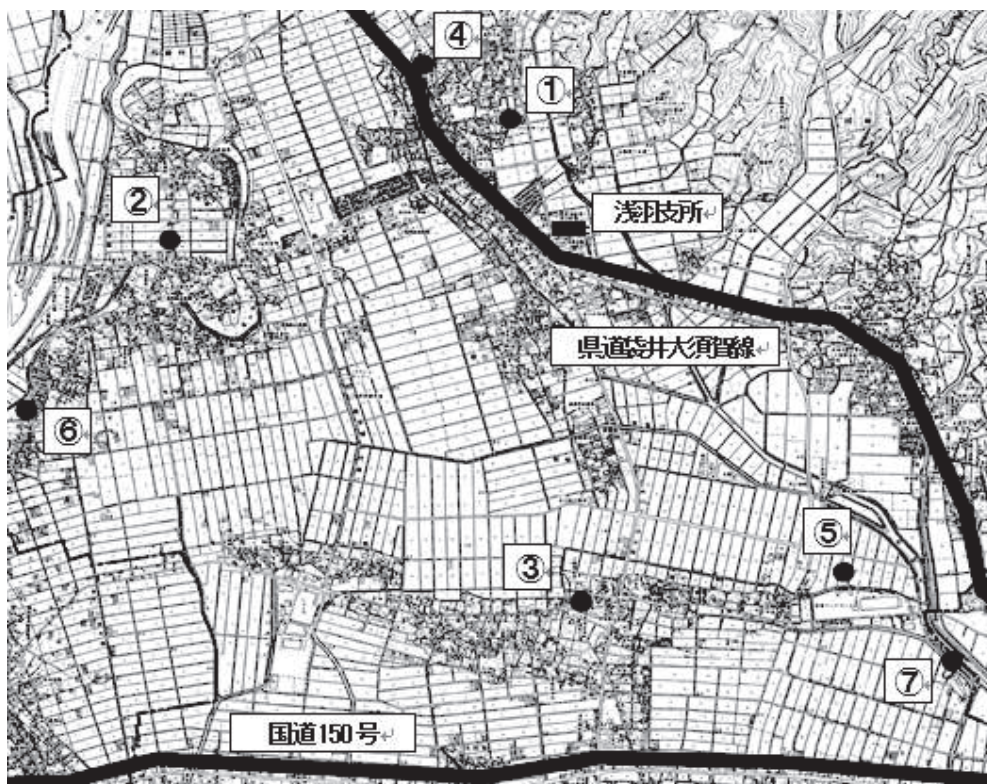
また、中遠地域地下水利用対策協議会において実施している、地下水塩水化調査では、市内7箇所、塩水化の指標値となる塩素イオン濃度の測定を実施した結果、基準値である200mg/Lを超えた井戸が1箇所（大野地区）あり、今後も引き続き、経過観察していく必要があります。

地下水塩水化調査結果

番号	所在地	H25	H26	H27	H28	H29
①	浅羽地区	7	7	7	7	7
②	中地区	13	18	17	10	10
③	梅山地区	8	10	10	9	7
④	浅羽地区	13	14	12	13	13
⑤	梅山地区	110	120	110	108	113
⑥	富里地区	12	11	11	11	11
⑦	大野地区	230	240	240	230	217

（単位：mg/L）（数値は年間の平均値）

地下水塩水化調査地点（市内7地点）



◆環境美化

ごみの減量化及び再資源化並びに地域の環境美化活動を推進することを目的に、環境美化指導員・推進員を联合会・自治会単位に配置し、自治会の協力により、環境美化活動を実施しています。

毎年度において、2回程度の草刈り、ごみ拾い、排水路等に溜まった土砂の搬出等の活動を実施しており、各自治会に対しては、車両借上料の支払いや刈草、廃土収集用コンテナの設置と回収などの支援を行っています。

平成29年度では、参加自治会151団体、参加者数31,853人と多くの方が美化活動に参加しています。

◆景観

中央東部の小笠山丘陵地、北東部の宇刈丘陵地北西部の磐田原台地の3つの丘陵地に囲まれた地形で、その丘陵地に残る斜面緑地としての森林や美しい茶畑が特徴的で、市街地の背景を構成しています。

これらの特徴的な景観は、市民や本市を訪れる人々の心を豊かにしてきました。しかしながら、近年太陽光発電施設や、色彩が目立つ建築物、無秩序な屋外広告物等の増加などが見られ、良好な景観形成が求められていることから、「袋井市景観計画」を策定し、景観の保全に努めています。

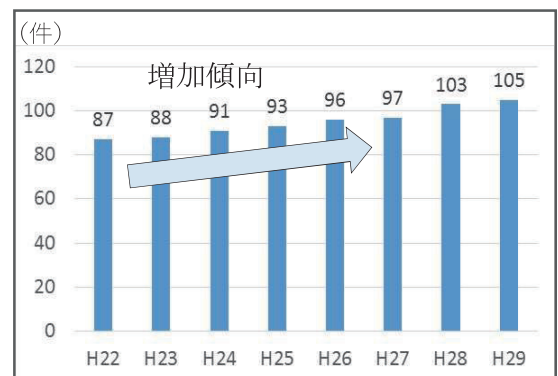


春岡地区の田園景観と可睡の杜

◇自然とのふれあいの場

御前崎遠州灘県立自然公園をはじめ、小笠山総合運動公園、みつかわ夢の丘公園、河川公園、中小河川、遠州三山などの社寺林、ウォーキングコース、観光推奨コースなど、自然とふれあうことのできる場所が数多く存在します。

また、自然と親しめる空間を確保した公園の整備も進んでおり、年々増加傾向です。近年では、自然体験活動等の自然とのふれあいに対する関心も高まっており、豊かな自然と身近にふれあうため、自然観察や野外レクリエーションなどにも活用されています。



自然と親しめる空間を確保した公園数

◇歴史・文化的資源

遠州三山などの古い歴史・文化に恵まれており、温和な気候風土であることと交通の利便性から、多くの観光客が訪れ、魅力ある地となっています。文化財も、重要文化財6件、県指定文化財16件、市指定文化財61件と数多く存在しています。

これらは郷土の歴史・文化の正しい理解のために、欠くことのできないものです。また、歴史・文化的資源は、地域の人々の心のよりどころにもなっており、これらをその周辺環境とともに保全し、次の世代へ大切に受け継いでいくことが望まれています。



油山寺三重塔

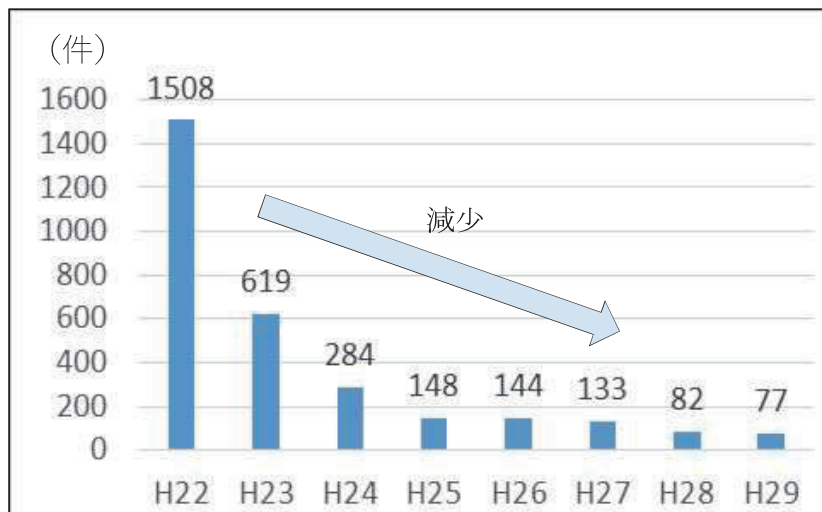
◆不法投棄

ごみの不法投棄を未然に防ぐため、注意看板の作成や市職員によるパトロールといった不法投棄対策を行うとともに、投棄ごみの回収を実施しております。

また、投棄者が特定できる状況においては、廃棄物処理法に基づく罰則適用のため、袋井警察署と連携し対応しています。その結果、不法投棄件数は、年々減少傾向です。

しかし、投棄されたペットボトルやレジ袋等のプラスチックごみがマイクロプラスチックとなり、河川や海岸汚染の原因となることや、生態系に悪影響を及ぼすことが問題となっています。

不法投棄廃棄物処理台数

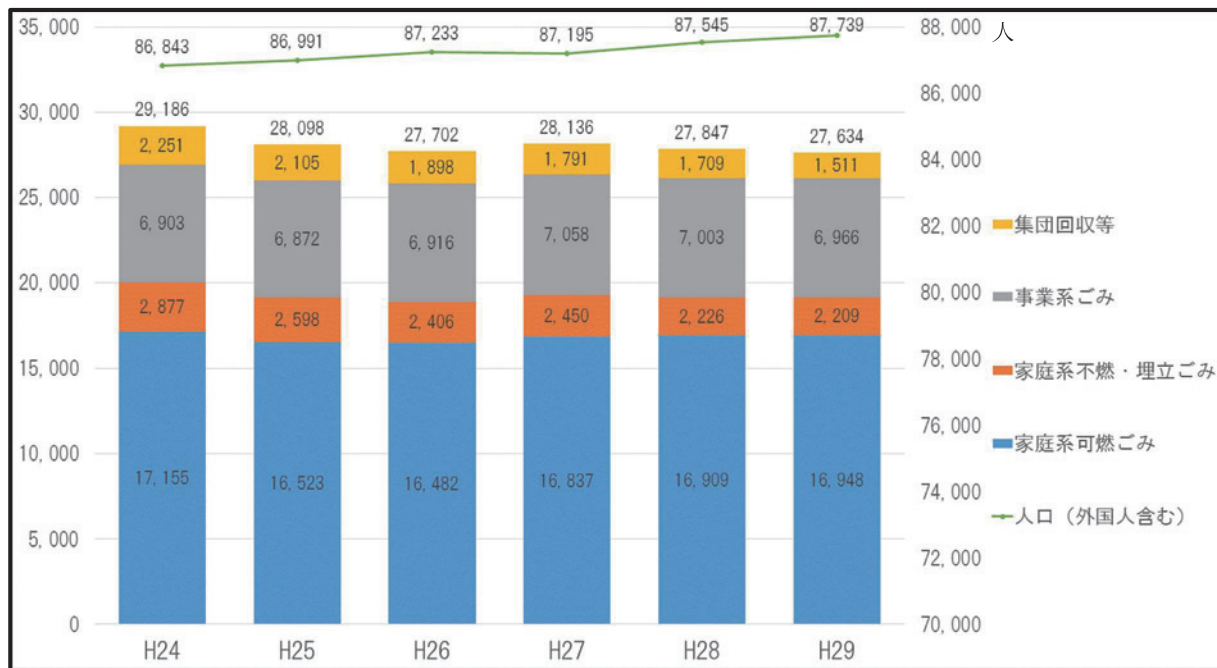


2-3 循環型社会

◆ごみの減量・再資源化

◇ごみの排出量の推移

ごみの総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量）は過去5年間に於いて減少傾向にあります。可燃ごみが増加傾向にあり、市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量は、520g～530g/人日前後を推移しており、減少していないのが現状です。



ごみ排出量の推移（一般廃棄物処理計画 参照）

◇収集・運搬

家庭ごみの収集・運搬業務は民間業者に委託し、収集品目は、燃やせるごみ、資源ごみと埋立てごみに大別されて資源ごみは分別収集を行っています。燃やせるごみは指定袋、資源ごみは指定コンテナにより、それぞれステーション方式で収集を行っています。

分別区分		収集頻度	排出方法	
燃やせるごみ		週2回	指定袋	
革製品・その他プラスチック・スポンジ等				
資源ごみ	アルミ缶	月2回	指定コンテナ	
	スチール缶			
	スプレー缶・ガス缶			
	びん(白・透明、茶、その他)			
	金属・小型電化製品			
	プラスチック製容器包装			指定かご
	革製品・その他プラスチック・スポンジ等			指定コンテナ
	ペットボトル			指定かご
埋立ごみ	食用油(植物性油)	月2回	指定コンテナ	
	乾電池・蛍光管		指定コンテナ	
	がれき類		指定コンテナ	
	ライター			

◇中間処理及び最終処分

次の施設においてそれぞれ中間処理及び最終処分を実施しています。

【中遠クリーンセンター】(中間処理)

ごみを高温で溶解し、スラグ、メタルを取り出し、発生する熱を回収することで、発電や場外への熱供給に役立っています。



中遠クリーンセンター

【中遠広域粗大ごみ処理施設】(中間処理)

多様化する廃棄物を適正かつ効率的に処理するため、破砕機や選別機により、減容化及び資源化を行っています。破砕、選別された廃棄物は、再利用できるものは資源化されています。

【中遠広域一般廃棄物最終処分場】(最終処分)

ガラスや瀬戸物等のがれき類や、中間処理施設から生じる飛灰等の埋立処分を行っています。

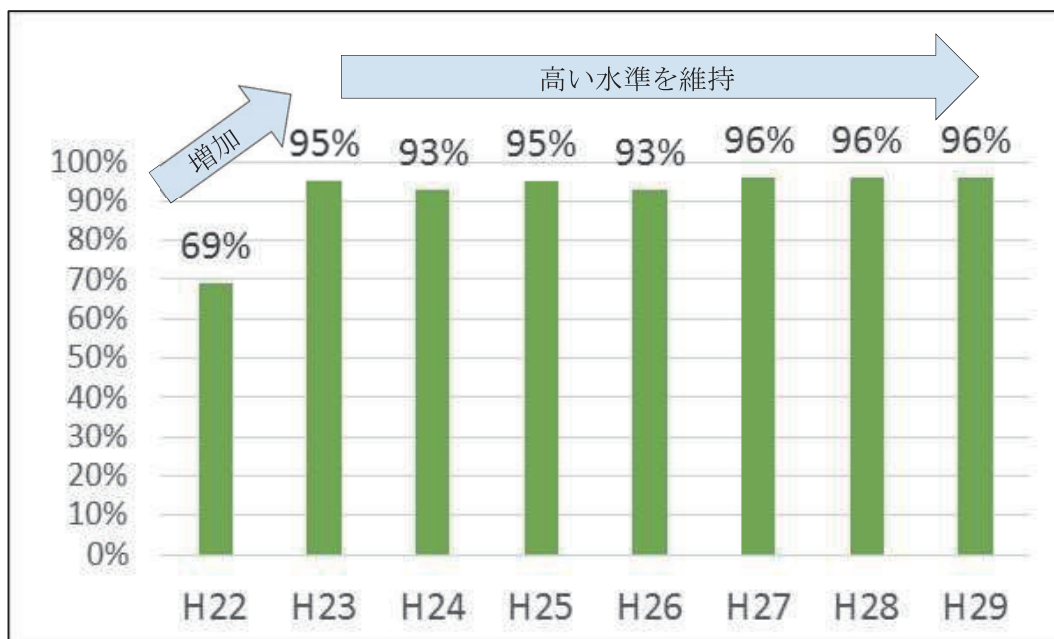
施設名	所在地	竣工	処理対象	処理能力
中遠クリーンセンター	袋井市岡崎	平成20年 3月	可燃ごみ、下水汚泥、し尿汚泥 粗大ごみ処理施設の処理残渣	132t/日
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝	平成9年 1月	不燃ごみ、粗大ごみ、缶類 有害ごみ、古紙	45t/5h
中遠広域一般廃棄物最終処分場	森町一宮	平成19年 1月	燃焼残渣、がれき類	埋立容積 199,806m ³

◆バイオマス

平成20年度に「袋井市バイオマスタウン構想」を策定し、廃食用油利活用の促進と遊休農地を活用した資源作物の栽培の促進、家畜排せつ物の利活用の促進、稲わら・麦わら等の地域内利活用の促進、木質バイオマス利活用の促進に取り組んでおります。

その結果、バイオマス利活用率（利活用量/発生量）は、平成22年度から平成23年度にかけて大幅に増加し、その後は高い水準を維持しております。

バイオマス利活用率（利活用率/発生量）



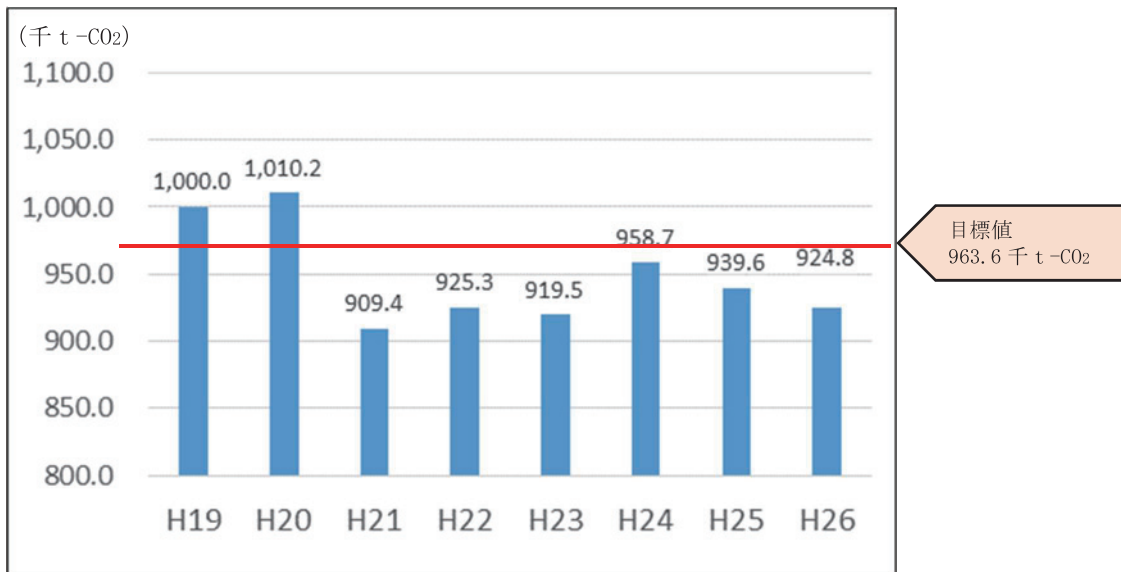
2-4 低炭素社会

◆地球温暖化防止

◇市域全体における温室効果ガス排出量

市域全体における温室効果ガス排出量（総量）は平成26年度で924.8千t-CO₂であり、第1期環境基本計画の目標値である963.6千t-CO₂を達成しています。

市域全体における温室効果ガス排出量

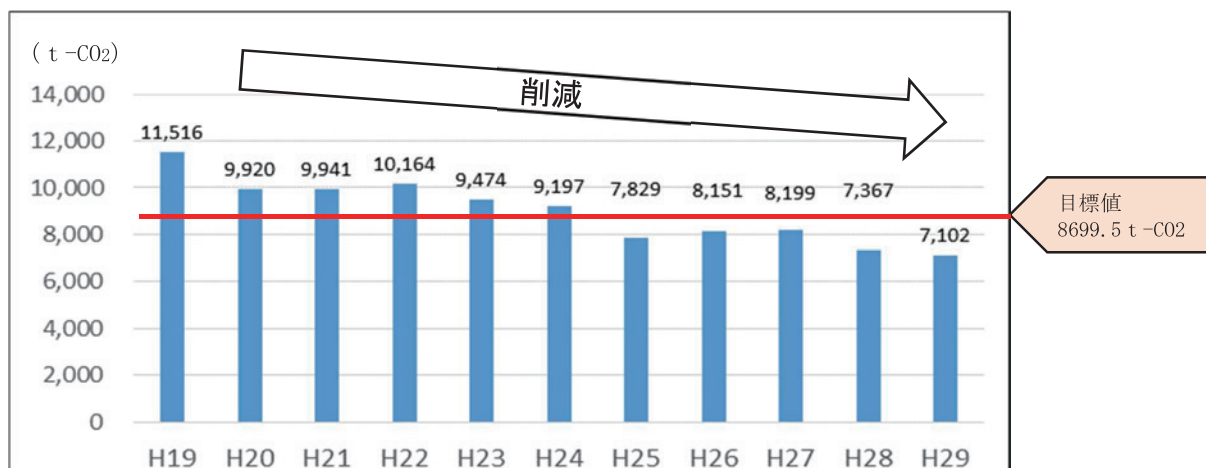


◇市施設における温室効果ガス排出量

市の公共施設における、温室効果ガス排出抑制に向けて、地球温暖化対策実行計画に基づき、低燃費車の導入やLED照明への更新、省エネ機器の導入による対策を実施しています。平成21年度を基準とした平成23年度から平成27年度までの取組では、1,546 t-CO₂ (16%)削減しており、目標である6%削減を大きく達成しています。

第1期環境基本計画の目標値である、8,699.5 t-CO₂においても、平成29年度現在で達成しています。

市施設における温室効果ガス排出量



◆省エネルギー

◇グリーンカーテンの推進

夏の窓辺をつる性の植物で日差しを遮り、冷房効率を上げて、二酸化炭素排出量を削減するため、コミュニティセンターや小・中学校などの65施設にてグリーンカーテンの設置をしています。



グリーンカーテンの様子

◇うちエコ診断の実施

省エネの専門医「うちエコドクター」がパソコンを用いて、ご家庭の年間光熱費などの情報をもとに、ライフスタイルに合わせて無理なくできる省エネ対策の提案をする、うちエコ診断を実施しています。



うちエコ診断の様子

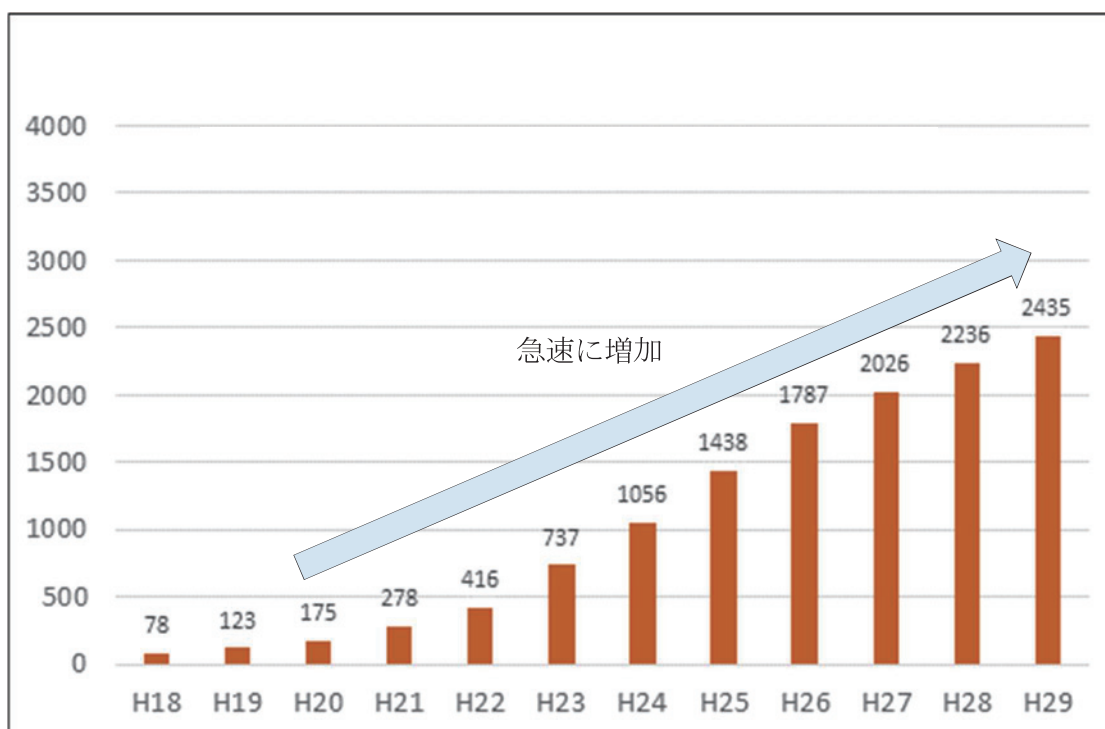
◆再生可能エネルギー

◇新エネルギー機器に対する奨励金

自然環境への負荷を低減する機器を購入した方に対し、奨励金を交付し、太陽光発電をはじめとする新エネルギー機器の推進を実施しています。

現在、奨励金の交付件数（住宅用太陽光発電）は2,435件であり、市内の太陽光発電需給電力量（売電量）も年々増加しています。

新エネ機器に対する奨励金交付件数（太陽光発電設備）



◇市内の住宅用太陽光設置状況

再生可能エネルギーの普及・啓発のため、太陽光発電に係る講演会の開催や、太陽光発電設備の設置に係る奨励金の交付を行っており、平成30年3月末現在では、市内の太陽光発電件数は3,479件であり、普及率（持ち家世帯に対する率）は16.9%と県内で「第1位」です。

太陽光発電設備10kW未満の県内市町別導入件数（累計）と普及率

		～H24.6 (件)	H24.7～ (件)	合計【①】 (件)	持ち家世帯数【②】 (H27国勢調査) (世帯)	普及率 【①/②×100】
1	袋井市	1,721	1,758	3,479	20,570	16.9%
2	菊川市	956	910	1,866	11,588	16.1%
3	掛川市	2,379	2,263	4,642	29,392	15.8%
4	榛原郡吉田町	586	534	1,120	7,365	15.2%
5	湖西市	1,134	1,039	2,173	15,737	13.8%
6	藤枝市	2,622	2,852	5,474	39,864	13.7%
7	御殿場市	1,465	1,246	2,711	19,778	13.7%
8	島田市	1,736	1,864	3,600	26,625	13.5%
9	焼津市	2,504	2,470	4,974	37,024	13.4%
10	裾野市	954	847	1,801	13,411	13.4%
11	磐田市	2,992	2,861	5,853	44,599	13.1%
12	浜松市	12,901	12,168	25,069	200,070	12.5%
13	富士市	3,920	4,181	8,101	64,714	12.5%
14	御前崎市	543	499	1,042	8,452	12.3%
15	牧之原市	830	653	1,483	12,055	12.3%
16	富士宮市	1,924	2,359	4,283	36,459	11.7%
17	三島市	1,509	1,574	3,083	28,623	10.8%
18	伊豆の国市	628	742	1,370	12,775	10.7%
19	静岡市	8,641	9,047	17,688	181,904	9.7%
20	沼津市	2,024	2,401	4,425	50,580	8.7%

「設備導入状況等の公表（経済産業省）」平成30年3月末現在 参照

※奨励金交付前のもや奨励金未申請の件数も含むため、p34のグラフとは、数値が異なります。

2-5 環境保全意識

◆環境教育

環境教育・環境学習は、子どもから大人までそれぞれの立場において、環境に対する理解を深め、環境意識を向上させ、市民や事業者など各主体における自発的な環境への取り組みを促進するために欠かせないものであり、第2次袋井市総合計画の取組指標としています。

◇出前エコ教室

学生や市民団体を対象に、市職員や事業者が施設に出向き、「ごみ」や「地球環境」をテーマに環境教育を実施しています。内容に応じて、市民団体の環境ボランティア講師の協力を得て実施しています。



◇アース・キッズ事業

小学生がリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムで、市内小学校、静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、市が連携し実施しています。

家庭でエコ生活に取り組んだ小学生たちは「エコリーダー」に認定されます。



◇エコパ環境学習

エコパのビオトープなど、豊かな自然を活かした学習を、エコパハウスの協力のもと実施しており、植物や昆虫などに直接触れることで、自然環境の大切さを学んでいます。



環境教育 メニュー	年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	実施数 対象団体	18	21	30	37	43	47	45	44
出前エコ教室	小中学校など	8	10	16	23	28	32	29	27
アース・キッズ事業	12 小学校	5	4	5	5	5	4	4	4
エコパ環境学習	12 小学校	5	7	9	9	10	11	12	13

◆環境保全活動

地球環境を守っていくためには、市民、事業者、市、それぞれが責任のある行動をとるとともに、よりよいパートナーシップにより環境保全活動を実施していくことが大切です。市内ではそれぞれの立場において、各種の環境保全活動が展開されています。

◇自治会

地区内の廃棄物の分別収集・不法投棄の監視、環境美化運動、河川愛護活動、自治会花壇の手入れ・公園の日常管理等、多岐にわたって活動をしています。

◇市民団体

本市では、多くの市民団体が環境保全のため、活動をしています。

市民環境ネットふくろい

「市民環境ネットふくろい」は、「袋井市まちを美しくする条例」の具現化を推進するため、市民と行政が「協働」で環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、自然環境や地球環境、環境教育など様々な環境活動を企画立案、実現するため、平成19年1月に設立された組織です。

活動内容は、バイパスの清掃活動や、犬の糞の適切な処理のため、看板設置等による啓発活動、生ごみの堆肥化や省エネの推進、市の鳥「ふくろう」の生息調査などであり、各部会に分かれて実施しています。

これらの活動内容が認められ、平成27年度には「静岡県環境衛生自治推進協会連合会会長表彰」を平成29年度には「中部地方整備局長表彰」を受賞するなど環境保全のための活動を行っています。



中部地方整備局長 表彰受賞式



活動の様子

浅羽南地区環境保全等対策協議会

浅羽南地区における環境保全、公害の防止について取組をしています。

「袋井市協働まちづくりセンターふらっと」に登録の環境保全関連団体

現在、「袋井市協働まちづくりセンターふらっと」に登録している53団体中、5団体（平成30年4月現在）が環境に係る取組をしています。

また、このほかの団体においてもそれぞれの活動を通じて、「環境」をテーマに取組を進めています。

◇協定を締結して実施している環境保全活動

本市では、協定を締結して実施している事業やプログラムがあり、次のとおり多くの自治会や小学校、事業所等が環境保全活動を実施しています。

多面的機能支払い交付金事業（旧農地・水保全管理支払交付金事業）

地域が一体となって農地・農業用水の保全管理と農村環境の保全を目的とし、15地域が活動に取り組んでおり市内耕作面積の半数以上を保全管理しています。

リバーフレンドシップ制度（河川愛護活動）

地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とし、県、市、地域住民が協働し堤防及び高水敷の清掃や除草、花壇などの草花の維持管理等の河川美化活動を実施しています。袋井市では、52の団体が原野谷川や宇刈川等の河川美化活動に取り組んでいます。

しずおかアダプトロードプログラム（道路愛護活動）

環境美化につとめる住民活動と団体を広くPRのため、地域のボランティア活動の意欲を持つ地域住民や企業、学校をプログラムの活動団体として認証し、一定区間の清掃美化を依頼しています。袋井市では、7団体が対象区間の保全活動を実施しています。

◇地元自治会や市民ボランティア、企業参加による環境保全活動

自治会や市民ボランティア、企業参加による環境保全活動として、浅羽海岸クリーンアップ作戦やふくろい遠州の花火クリーンアップ作戦、豊沢クリーンウオーク、グリーンウェーブキャンペーン植樹、管理保全活動、エコフェスタ等を開催しています。

中でも、エコフェスタでは、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚に繋げていくことを目的に、環境に関する企業及び市民団体がブースやステージイベントにて環境保全活動の紹介をしており、毎年、多くの方が来場しています。



エコフェスタの様子

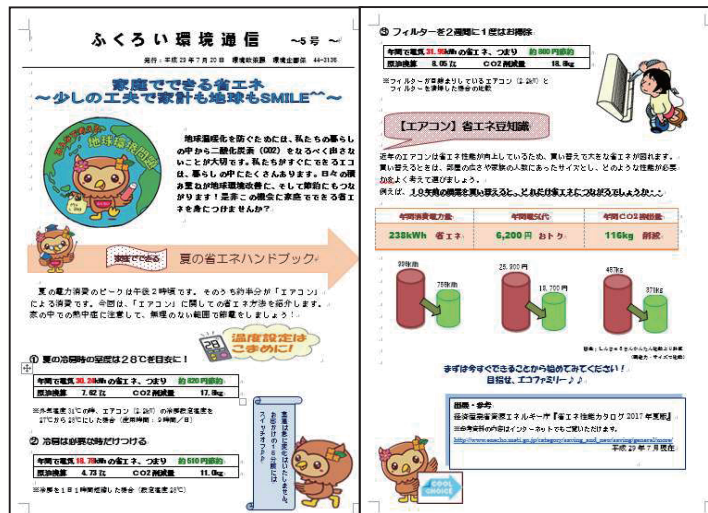
◇環境情報の発信

市民の方の環境意識高揚のため、環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）に合わせ、公共施設にて、展示による啓発を実施しており、省エネや節電、外来生物の危険性、3Rなど、さまざまな内容を展示し、環境について考えるきっかけを提供しています。

また、地球温暖化防止や3Rの推進など、様々な環境関連情報を市民及び職員向けに情報発信するため、環境通信を発行し、ホームページ等にて情報提供しています。



環境月間の啓発



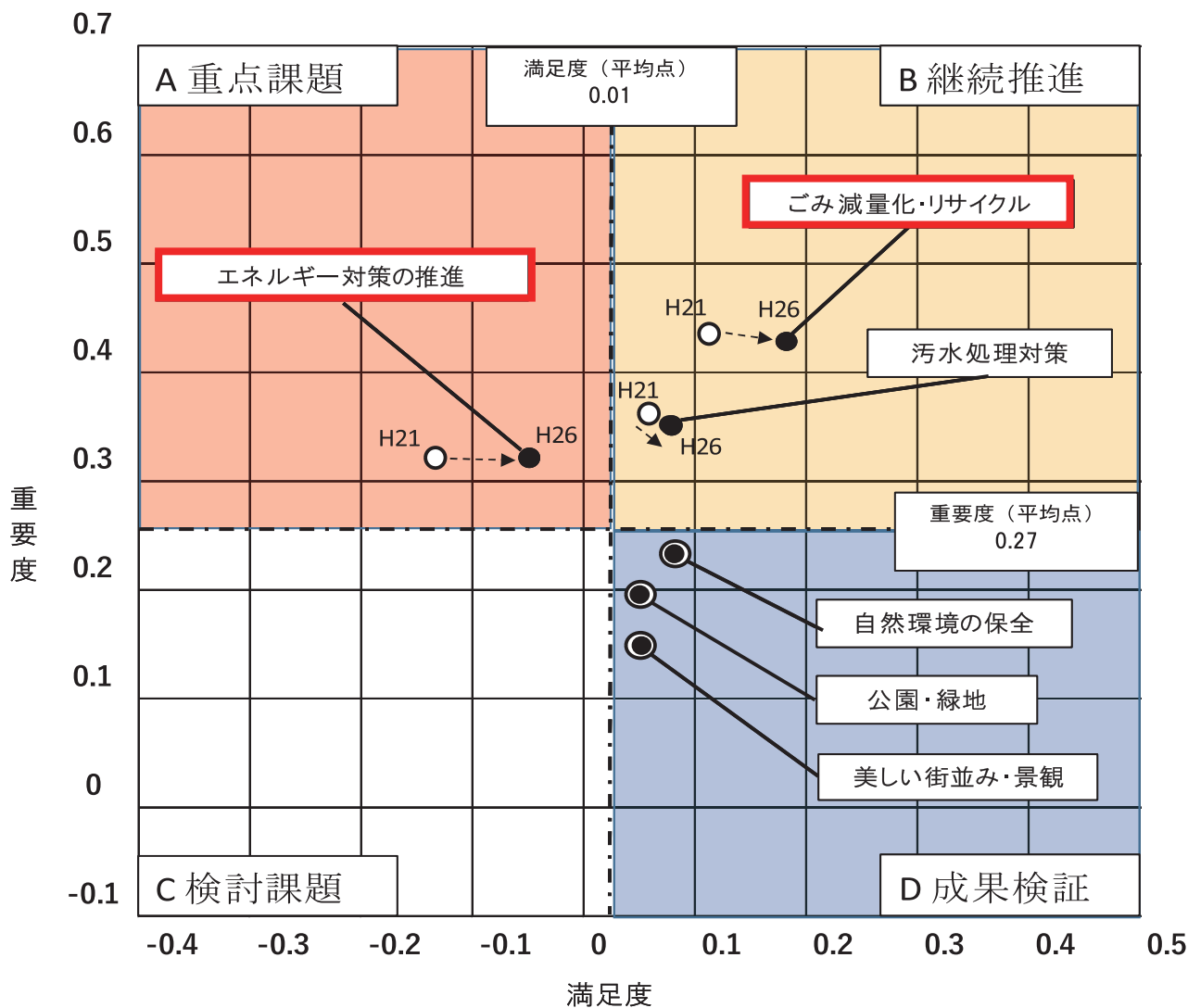
環境通信の発行

2-6 市民意識調査の結果

平成26年6月に「第2次袋井市総合計画」の策定の際に実施した、市民意識調査について、環境基本計画に係る事項を抜粋し課題をまとめました。

調査概要

- 調査目的 「第2次袋井市総合計画」の策定のため、市民の袋井市に対する意見や要望を把握する
- 調査地域 袋井市全域
- 調査対象 市内に居住する20歳以上の市民3,000人
- 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出法
- 調査方法 郵送によるアンケート調査
- 有効回収数 1,156件
- 有効回収率 38.5%
- 調査期間 平成26年6月13日（金）～6月30日（月）



2-7 第1期計画の評価

◆全体の評価

第1期環境基本計画では、100項目の指標を定め、毎年、達成状況について、進捗管理を実施しています。指標の達成数については、達成割合に応じ、4段階で評価し（A：達成率100%、B：達成率80～99%、C：達成率50～79%、D：達成率50%未満）、A及びB評価を「実施できている」指標、C及びD評価を「取組の努力が必要」な指標として位置づけています。全体の達成状況（平成29年度現在）は、100項目のうち77項目が「実施できている」、23項目が「取組の努力が必要」となりました。

なお、「環境保全意識の高揚」については、半分以上の項目が実施できておらず、特に取組への努力が必要であります。（詳細はp105以降に記載）

指標の達成状況（平成29年度）

基本目標	項目数	実施できている			取組の努力が必要		
		A 達成率 100%	B 達成率 80～99%	A+B	C 達成率 50～79%	D 達成率 50%未満	C+D
I 自然環境の保全	17	10	2	12	4	1	5
II 生活環境の保全・改善	18	9	7	16	1	1	2
III 快適な環境の創造	21	9	10	19	1	1	2
IV 循環型社会の構築	22	9	7	16	6	0	6
V 地球環境の保全	14	7	3	10	4	0	4
VI 環境保全意識の高揚	8	3	1	4	3	1	4
全体	100	47	30	77	19	4	23

指標の達成状況の推移

